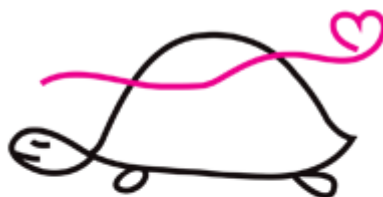


介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護

利 用 契 約 書



優っくり村
YUKKURI MURA

社会福祉法人 奉優会

優っくり村新宿西落合

東京都新宿区西落合 2-8-7

TEL 03-3565-6282

介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護事業所「優つくりグループホーム新宿西落合」（以下「事業者」という）は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊厳を持って接するように努めます。

また、利用者、利用者代理人は、事業者や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を形成するように努めなければなりません。

すべての関係者は、利用者が長期にわたり安心かつ快適に暮らせる共同生活の場として機能するよう、それぞれの立場で相協力することを誓います。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項にしたがって、介護予防認知症対応型共同生活介護又は認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者又は利用者代理人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを目的とします。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の契約期間は_____から利用者の要介護認定又は要支援2の認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間満了日の30日前までに、利用者又は利用者代理人から書面により契約更新しない旨の申し出がない場合、かつ利用者が要介護認定の更新において要介護1～5又は要支援2と認定された場合、契約は更新され、以降も同様とします。

第3条（利用基準）

利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ① 要支援2又は要介護1以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害の恐れがないこと
- ④ 施設内での喫煙をしないこと
- ⑤ サービス従事者又は他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような行為や宗教活動、政治活動、営利活動を行わないこと
- ⑥ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ⑦ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること

第4条（医療上の必要な対応）

- 1 事業者は、利用者が病気又は負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、利用者の主治医又は事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。
- 2 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
- 3 事業者は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙重要事項説明書記載の協力医療機関と連携を取っています。
- 4 前項の場合、利用者もしくは利用者代理人が特に希望する医療機関を有する場合には、その希望する医療機関を優先します。（ご希望の医療機関については予めお知らせください。）

第5条（利用者代理人の立場）

- 1 この契約締結時点において、利用者が認知症その他の事由により契約の意味内容を理解することができず、この契約を締結する意思能力がなかったとされる場合においては、この契約は、利用者がこの契約に基づくサービスを受けるために、利用者代理人を（代理人としてではなく）契約者本人として有効に成立するものとします。
- 2 前項の場合、利用者がこの契約に基づくサービスを受けたことにより発生する支払債務、その他事業者に対して負う一切の債務を、利用者代理人は、（代理人としてではなく）契約当事者として、自らの債務として負い、これらを事業者に対して支払うものとします。
- 3 契約締結後時を経て、利用者が意思能力を失うに至った場合も、以降、利用者代理人となっていた者が、利用者の契約上の契約者としての地位を承継するものとし、以降この契約は、利用者が施設を利用してサービスを受けるために利用者代理人であった者を契約当事者として存続するものとします。
- 4 この契約に関して、事業者から発する通知、催告、請求その他の意思表示は、利用者又は利用者代理人のいずれか片方に宛てたものであっても、利用者の意思能力の有無にかかわらず、その双方に到達したものとして同時に効力を生じ、双方に効力を及ぼすものとします（以下、「利用者又は利用者代理人に対し」と記載されたものは、いずれもこの趣旨として解釈されるものとします。）。

第6条（利用料等の支払い）

- 1 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
- 2 事業者は、利用者が事業者を支払うべき介護予防認知症対応型共同生活介護又は認知症対応型共同生活介護サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます（以下「法定代理受領サービス」という）。
- 3 事業者は、利用者又は利用者代理人に対し、毎月20日までに、前月の利用料等の請求書を送付します。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付

します。

- 4 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、前項の利用料等を当月27日までに、口座引き落としにより支払います。
- 5 事業者は、利用者又は利用者代理人から利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は利用者代理人に対し、明細を付した領収証を発行します。
- 6 年度末にユニットごとに、光熱水費・食費・共益費を清算し、4月以降に開催される家族会等で内訳を報告し、余剰金が発生した場合は各利用者に返還し、不足が生じた際には不足分を支払います。

第7条 （利用料金の変更）

- 1 サービスの利用料金について、介護給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービス料金を変更することができるものとします。サービス料金の変更は、事業者が利用者もしくは利用者代理人に対して文書で通知することにより、利用料金の単価の変更（増減又は減額）を申し入れることができます。
- 2 事業者は、物価の高騰、人件費の改定等、諸般の事情により利用料金の改定を行うことがあります。その際、事業者は利用者又は利用者代理人へ事前に説明し、承諾を得るものとします。

第8条 （法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付）

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合において、利用者又は利用者代理人から利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるように、利用者又は利用者代理人に対して提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載したサービス提供証明書を交付します。

第9条 （利用者の権利）

利用者は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益も受けることはありません。

- ① それぞれの生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること。
- ③ 安心感と自信を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること。
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること。
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること。
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の事由が保たれ、個人情報を守られること。
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行うこと。
- ⑧ 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと。
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと。

- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受けること（苦情受付窓口等は重要事項説明書に記載しています。）

第10条 （利用者及び利用者代理人の義務）

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関し以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者を提供すること。
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと。
- ③ 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者又はその協力医師の指示に従うこと、但し、利用者又は利用者代理人が、介護や医療に関する事業者又はその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こる全てについて利用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。
- ④ 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること。
- ⑤ 区市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について、協力すること。

第11条 （造作・模様替え等の制限）

- 1 利用者及び利用者代理人は、居室に造作・模様替えをするときは、利用者又は利用者代理人から、事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。

また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費用は利用者及び利用者代理人の負担とします。

- 2 利用者及び利用者代理人は、事業者の承諾なく居室の鍵を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3 利用者及び利用者代理人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等はできません。

第12条 （契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

① 要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援1と認定されたとき。

② 利用者が死亡したとき。

③ 利用者又は利用者代理人が第14条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき。

④ 事業者が第15条に基づき本契約の解除を通告したとき。

⑤ 利用者が病気の治療等その他のために長期にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となったとき。ただし、利用者が長期にグループホームを離れる場合でも、利用者又は利用者代理人と事業者の協議のうえ、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。

⑥ 利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき。

- 2 事業者は、本契約が終了し、利用者が退所する際には、利用者の心身の状況、利用者又は利用者代理人の希望、利用者が退所後に置かれることになる環境等を勘案し、円滑な退去のために必要な援助を行います。

第13条 (利用者からの契約解除)

利用者又は利用者代理人は事業者に対し、いつでも14日の予告期間においてこの契約を解除することができます。

第14条 (事業者からの契約解除)

利用者（第③号においては利用者又は利用者代理人）が次の各号のいずれかに該当する場合においては、事業者はただちにこの契約を解除することができます。但し、事業者は、解除通告をするに当たっては、利用者又は利用者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ① 利用者が伝染性疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき。
- ② 利用者の行動が他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき。
- ③ 利用者又は利用者代理人がサービス提供の妨げになるような行為、または、本契約の条項に重大な違反をし、信頼関係が保てず改善の見込みがないとき。
- ④ 利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに2か月以内に退院できる見込みが無い場合又は入院後2か月経過しても退院できないことが明らかになったとき（この場合、病状を踏まえて、あらかじめ利用者の家族と相談いたします。）。
- ⑤ 利用者の料金の支払が2ヶ月間以上遅延し、直ちに支払うよう事業者が催告したにもかかわらず、その催告到達の日から2週間以内に支払われない場合。ただし、当法人が指定する賃貸保証委託契約事業者との契約を締結している場合には、協議のもと退去日を最長4か月延長することが出来る。
- ⑥ 利用者または利用者の成年後見人・任意後見人・代理人・家族・利用者の関係者等(以下、「家族等」という)が、職員に対して、暴力・セクハラ行為・暴言等を行い、または職員に関して誹謗中傷する等して、サービス提供の続行が困難な場合。
- ⑦ 利用者または家族等から、職員への特定の団体への加入・物品の購入等の度重なる執拗な勧誘等により、サービス提供の続行が困難な場合。
- ⑧ 利用者または家族等が、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等への事業者及び関係者について誹謗中傷的な書き込みが発覚した場合。
- ⑨ 上記の他、利用者または家族等が、事業所及び関係者、職員に対して、本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合。
- ⑩ 天災、法令の改廃、その他のやむをえない事情により、施設を閉鎖または縮小する場合。

第15条 (退去時の援助及び費用負担)

契約の解除あるいは終了により利用者がグループホームを退去するときは、事業者は、予め退去先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者又はその他の保健機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、利用者又は利用者代理人に対して、円滑な退去のために必要な援助を行います。なお、利用者の退去までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者又は利用者代理人の負担とします。

第16条 (損害賠償)

- 1 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に過失がある場合は、法律の規定に従い過失相殺を行います。
- 2 事業者は、万が一の事故発生に備えて重要事項説明書記載のとおり損害賠償責任保険に加入し対応します。
- 3 利用者の故意又は過失により、居室又は備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は利用者代理人が負担します。

第17条 (秘密保持)

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、情報を提供することができます。

第18条 (合意管轄)

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、グループホームの住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることを予め合意します。

第19条 (契約に定めのない事項)

- 1 利用者、利用者代理人及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者又は利用者代理人、事業者が協議のうえ、誠意をもって処理するものとします。

第20条 (連帯保証人)

- 1 連帯保証人は、本契約から生じる利用者の債務（本契約に関連して生じた不法行為による賠償債務を含みます。）（利用者代理人が第6条の規定により契約者本人として事業者に対して

債務を負う場合にはこれを含むものとします)を連帯して保証します。本契約が更新された場合においても、同様です。

- 2 前項の連帯保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 3 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、主たる債務者の債務の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額その他民法458条の2に定める主たる債務について情報を提供します。
- 4 事業者が指定する賃貸保証委託契約事業者と契約を締結している場合は、連帯保証人は不要とします。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、利用者、利用者代理人、連帯保証人及び事業者各署名押印して1通ずつを保有します。

日付 _____

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

連帯保証人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

※ 極度額を 3,000,000 円と限度する。

事業者 住所	東京都世田谷区駒沢 1-4-1 5 真井ビル 5F
事業者(法人)名	社会福祉法人 奉優会
理事長	香取 寛

事業者 住所	東京都新宿区西落合 2-8-7
事業所名	優っくりグループホーム新宿西落合
事業所番号	1 3 9 0 4 0 0 2 8 9
管理者	小谷 望夢

印